

報道関係者各位

省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）買い換えに最大3万円補助

茨木市は、市民の電気代負担軽減と温室効果ガス削減を目的に、省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫への買い換えを支援する補助制度を6月1日から実施します。

対象は令和8年6月1日から9月30日の間に購入・設置したもので、申請は10月30日まで。予算に達し次第終了。

■対象家電

エアコン（省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度または2029年度））

冷蔵庫（省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021年度））

※いずれも新品・未使用品に限る、6月1日～9月30日に購入・設置したもの

■補助額

購入・設置費に応じて

15万円以上 → 3万円

10～15万円未満 → 2万円

5～10万円未満 → 1万円

■購入条件

市内の実店舗で購入したものに限り（ネット通販は対象外）

これまで使用していた機器のリサイクル処分（家電リサイクル券により確認）が必要

■申請方法

電子申請のみ（10月30日まで）※6月1日から申請フォームが利用可能

1世帯1回限り、複数台購入は合算可能（補助額上限3万円）、予算に達し次第終了

■対象者

- ・茨木市在住で住民基本台帳に記録されていること
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団関係者でないこと

【本制度の問合せ窓口】

省エネ家電買い換え促進事業事務局

電話 072-647-2949

メール syoenekadenjigyoku@city.ibaraki.lg.jp

受付時間：8時45分～17時15分

※土、日、祝日除く



【本件に関する問合せ先】

くらし産業環境部環境政策課 電話：072-620-1644